

「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」個別事業の評価一覧

事業の評価										予 算		担当課					
■ 施策(13) 児童虐待への対応										予算・3次							
実施年度	事業番号	事業名	事業概要	【Plan】計画		【Do】実施					【Check】評価		【Action】改善		予算事業名	3次プラン 取り組み No.	※赤字が評価を記載した課
				令和元年度の事業計画	令和元年度の実績	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	評価	5ヵ年 評価の理由 (分析)	次年度 達成 率の達成 や遅れ 遅れ			
1	317	「子どもを虐待から守る条例」の広報・啓発事業【H31年度～】	出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解を深める。	①条例パンフレットの全戸配布 ②啓発動画の作成	令和元年度新規 条例パンフレットの配付	全戸配布 全戸配布 100%	全戸配布 全戸配布 100%	全戸配布 全戸配布 100%	全戸配布 全戸配布 100%	全戸配布 全戸配布 100%	達成	啓発動画やハンドブックを作成したほか、条例パンフレットの全戸配布、出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解を深めた。	引き続き児童虐待対応リーダー養成研修や市民講座等を実施し、児童虐待防止への理解を深めるための啓発に取り組む。	児童虐待防止啓発推進事業	107	子ども・子育て支援課	
1	262	児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通じて、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○要保護児童対策実務者会議主催の研修等による関係機関の連携と虐待対応の質の向上 ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実 ○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適正な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化 ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施 ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願の提出等を実施	①児童虐待の早期発見・早期対応に努める ②児童虐待相談対応の強化を図る ③小・中学校、幼稚園などを対象とした、「児童虐待対応リーダー」を養成する研修を実施する。 ④「児童虐待問題連続講座」を開催する。	①児童虐待通告件数 2,305件 ②児童虐待相談対応件数 2,110件 ③児童虐待対応リーダー養成研修開催回数 1回 参加者数 165人 ④児童虐待問題連続講座開催回数 2回 参加者数 381人	現状維持	100%	100%	100.0%	100%	100%	達成	・児童虐待問題連続講座や児童虐待対応リーダー養成研修等の開催を通じて、市民や関係機関職員等への周知・啓発を推進した結果、令和元年度の児童虐待相談対応件数は平成26年度に比べて約4.6倍に増加した。 ・児童虐待相談の大幅な増加に対して、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応ができたことから、「達成」とした。	【課題】 ・児童虐待の対応にあたっては、多角的な視点に基づいた精度の高いリスクアセスメントが求められており、専門人材の確保と計画的な育成が欠かせない。 ・また、児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応には、各関係機関が把握している情報を共有し、子どもの安全確保に十分活用していくことが重要である。 【改善】 ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども総合センターの専門人材の増員を計画的に進めていくとともに、研修の充実強化を図り、資質向上に努めていく。 ・また、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関相互のさらなる連携強化を図る。	児童虐待防止(子どもの人権擁護)推進事業 児童相談所体制強化事業 児童虐待防止啓発推進事業	109	子ども・子ども総合センター子育て支援課
1	316	子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業【H31年度～】	児童虐待通告のうち、泣き声通告など比較的軽微な案件について、区役所の子ども・家庭相談コーナーで対応する必要がある。 虐待通告に迅速且つ的確に対応するため、人員の補強等を行うもの。	虐待対応に特化した職員(会計年度任用職員)を大規模区(小倉南区、八幡西区)へ1人ずつ配置 ※計2人	虐待対応に特化した職員(会計年度任用職員)を大規模区(小倉南区、八幡西区)へ1人ずつ配置 ※計2人	現状維持	100%	100%	100%	100%	達成	子ども・家庭相談コーナーで対応している軽微な虐待案件(泣き声通告)は増加(H30:480件、R元年:677件)しており、これに対応できるように2名の会計年度任用職員を配置した。	引き続き虐待対応に特化した職員を配置(増員を維持)し、迅速且つ的確な対応が継続できるように取り組む。	子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業	113	子ども・子育て支援課	
1	263	児童虐待防止医療ネットワーク事業	小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図る。	保健従事者への講習会の実施	229人参加	教育研修の参加者数 80人 (H26年度) 増加	前年度比増 100%	前年度比増 150%	前年度比増 258人 215%	前年度比増 217人 84.1%	前年度比増 229人 105%	達成	・毎年児童虐待対応向上のための教育研修を実施し、児童虐待対応の体制整備が進んだ。	引き続き児童虐待対応のための教育研修を実施し、児童虐待対応のためのネットワークづくりを進める。	児童虐待防止医療ネットワーク事業	110	子ども・子育て支援課